

# 成年後見制度 利用促進法に 基づく今後の 仕組みづくり

制度利用の現状を踏まえ  
今後のあり方を考える

「関心がある  
だけでもOKー」  
参加まっけます。



「成年後見制度」をご存知でしょうか。

精神上的の障害で判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が援助者（成年後見人等）を選んで、その人を法的に保護しサポートする制度です。この制度によって、生活上のさまざまな契約や財産管理を行うとき、その人の人権や財産権などを守ることができるのですが、まだまだ十分に浸透し活用されていないのが現状です。そこで今年3月、政府はこの制度がもっと利用されるように「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定しました。

本シンポジウムでは、この「成年後見制度利用促進基本計画」の内容をもっと理解すること、そして私たちに身近な市町村において成年後見制度の利用を促進していく方策などについて協議いたします。

成年後見制度に関心があるという方はどなたでも、お気軽にご参加ください。お申し込み、お問い合わせをお待ちいたしております。

参加費  
無料

定員  
300名



日時 平成29年7月5日(水) 13時～16時30分  
(受付開始12時15分～)

会場 千葉市生涯学習センター 2階ホール

〒260-0045 千葉市中央区弁天3-7-7 ※会場についての詳細は裏面をご覧ください。



申込方法

- 期日までに参加申込書（裏面）にて下記事務局まで郵送・FAX・電子メール等でお申し込みください。 申込期限：平成29年6月27日（火）
- 受付は原則として申込順とし、定員超過により参加できない場合のみ事務局からご連絡します。

お問い合わせ先

千葉県社会福祉協議会 後見支援センター [担当：川上・小倉]

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-3

TEL 043-204-6012 / FAX 043-204-6013 / E-MAIL smile@chibakenshakyo.com

# プログラム

時間	内容	登壇者
12:15~13:00	受付	
13:00~13:20	主催者挨拶／オリエンテーション	内田 貴（一般財団法人民事法務協会会長）
13:20~14:10	<b>講演</b> 「成年後見制度利用促進基本計画の決定を受けて－その意義と課題－」	山野目 章夫 氏 （早稲田大学大学院法務研究科教授／内閣府成年後見制度利用促進委員会委員）
14:10~14:25	休憩	
14:25~16:30	<b>シンポジウム</b> 「地域における成年後見制度利用促進の仕組みとネットワーク構築をどう進めるか」 ※途中休憩あり	<b>コーディネーター</b> 小池 信行 氏 （一般財団法人民事法務協会顧問／弁護士） <b>シンポジスト</b> 佐久間 貴幸 氏 （千葉県弁護士会／弁護士） 酒井 伸明 氏 （公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート千葉県支部／司法書士） 高美 修次 氏 （一般社団法人千葉県社会福祉士会／社会福祉士） 鈴木 賀津也 氏 （木更津市福祉部参事兼自立支援課長） 佐藤 正幸 氏 （千葉市社会福祉協議会／千葉市成年後見支援センター所長） <b>コメンテーター</b> 齋藤 修一 氏 （品川成年後見センター所長／内閣府成年後見制度利用促進委員会臨時委員）
16:30	閉会	



## 会場のご案内

### 交通アクセス

- JR千葉駅「千葉公園口」から徒歩8分
- 千葉都市モノレール「千葉公園駅」から徒歩5分

### 駐車場について

有料駐車場の台数が限られていますので、公共交通機関をご利用ください。

## 参加申込書

申込期限:平成29年6月27日(火)

※ただし、定員に達し次第締め切ります。

千葉県社会福祉協議会 後見支援センター 宛

このままFAXで送信してください。

FAX

043-204-6013

所属機関・団体			役職名	
ふりがな			電話番号	
氏名				
備考・連絡事項				

【個人情報の保護について】本シンポジウムの受講申込を通じて取得した個人情報については、千葉県社会福祉協議会が定める「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」に基づき取り扱うこととし、本シンポジウムの運営に関する業務以外の目的には使用いたしません。